

船用品等検査試験規則

規則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

2021 年 6 月 30 日 規則 第 18 号
船用品等検査試験規則の一部を改正する規則

「船用品等検査試験規則」の一部を次のように改正する。

第六条

3.として次の 1 項を加える。

- 1.検査試験を行いこれに合格した物品には、次の各号に規定する記章並びに支部マーク、検査員番号、試験番号その他必要な事項を刻印又は押印する。
 - (1)鋼船規則又は鋼船規則に引用されている成文規格により検査試験を行い、これに合格した物品には *MR*（甲号記章）
 - (2)鋼船規則に引用されていない成文規格又は依頼者が指定する特殊の規格又は仕様により検査試験を行い、これに合格した物品には〔NK〕（乙号記章）
- 2.単に検査試験の成績を証明するために検査試験を行った場合（前項各号の検査試験に不合格になった物品につき依頼者の申出に基づいてその成績を証明する場合を含む。）には記章 $\frac{[NK]}{X}$ （丙号記章），支部マーク，検査員番号，試験番号，その他必要な事項を刻印又は押印する。
- 3.上記 1.及び 2.に関わらず，本会は刻印又は押印を，同等と認められる他の手段で代替する場合がある。

附 則

1. この規則は、2021 年 7 月 1 日から施行する。